



非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第47号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「の介護」を「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)の介護」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。(経過措置)
2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

職員課

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第48号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の2に次の1項を加える。

- 2 文化政策課に、信濃美術館に関する事務をつかさどらせるため、信濃美術館整備室を付置する。別表第33の文化政策課の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: 信濃美術館整備室, 学芸員, 博物館法第4条第4項に規定する職務

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

行政改革課



長野県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊那市高遠町藤沢700の1、700の6から700の13まで、700の19、700の20、700の22、700の24、700の25、700の33、700の37から700の42まで、700の44から700の69まで、700の71から700の77まで、700の85、700の118、700の119、700の123、700の125から700の132まで、700の134から700の143まで、700の145、700の146
2 指定の目的
干害の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第685号

長野県地方務局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく地図作成に係る基準点測量）
2 作業期間
平成28年12月15日から平成29年2月28日まで
3 作業地域
長野市

建設政策課